

**随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書**

<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合</p>	<p style="text-align: center;">今回の契約が左に該当することの説明</p>
<p>特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。</p>	<p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性等</p> <p>当該「企業情報サービス」は、全国の建設業者の財務、経営、技術者体制等、公共工事の発注機関が必要とする各種情報を提供するサービスであり、建設業の健全な発展の促進を図ることを目的として（一財）建設業技術者センターが全国で唯一提供しているものである。</p> <p>一方、岐阜県では、建設工事の起工から入札契約及び決算管理までの事務を一元的に管理することを目的として、「公共事業執行支援システム」を運用しており、そのサブシステムである「業者管理サブシステム」において「岐阜県建設工事入札参加資格者名簿（以下、「入札名簿」という。）」を電子的に管理している。</p> <p>この入札名簿を管理するためには、「企業情報サービス」が提供する「建設業許可情報」及び「経営事項審査情報」のデータ利用が必須であり、このデータの提供を受けなければ入札名簿の管理ができない。</p> <p>さらに、当サービスの利用により、建設工事入札参加資格者名簿の作成、入札時の資格要件の確認及び業者選定等の建設工事の入札契約手続きの透明性・客観性の向上や、入札・契約事務の効率化にも寄与している。</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <p>「企業情報サービス」は、（一財）建設業技術者センターしか提供していないサービスである。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。